### 公益財団法人堺市産業振興センター定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人堺市産業振興センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。 これを変更又は廃止する場合も同様とする。

#### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、次に掲げる事項を目的とする。

中小商工業者等の経済活動の円滑化と、企業の経営や財務の安定化を推進し、堺市及び南大阪地域の地場産業をはじめとする中小企業の振興を図ることを目的とする。

また、中小企業に勤務する勤労者等(以下「中小企業勤労者等」という。)に対し、総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者の福祉の向上を図るとともに、あわせて地域の企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経営革新及び経営基盤の強化、経営資源の確保の支援に関する事業
- (2) 技術研究開発の支援及び産学官連携・技術開発コーディネート支援に関する事業
- (3) 新事業の創出及び成長企業に対する支援に関する事業
- (4) 産業経済に関する情報収集・発信及び調査研究に関する事業
- (5) 地場産業の紹介、製品展示及び販路開拓等の需要開拓に関する事業
- (6) 中小企業の融資斡旋、融資補完及び融資相談に関する事業
- (7) 会場提供に関する事業
- (8) 中小企業勤労者等の福利厚生に関する事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、主として堺市内で行うものとする。
- 3 この法人は、第1項の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等を行う。
- (1) 会場提供に関する事業のうち公益目的外貸与等事業
- (2) 広告、物品斡旋等の事業
- (3) 祝金給付事業及び周年記念事業

(4) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本 財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した 書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を 受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、 一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類 を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を 算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員4名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の 1を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
- へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするも の
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

#### イ 理事

- ロ使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めの あるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)
  である者
- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学

共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務 省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別 の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- (3) 評議員はこの法人又はその法人の子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有 する。

(評議員の報酬等)

- 第13条 評議員は、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の 支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

# 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する ほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事 長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議 員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員 を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回 る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するま での者を選任することとする。
- 4 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案 について議決に加わることができる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思 表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名 以上がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 4名以上9名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち2名を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の理事長及び前項の副理事長のうち1名をもって一般法人法上の代表理事とし、 専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 監事は、次の各号のいずれかに該当する者の中から選任する。
- (1) この法人の業務運営に一定の知見を有し、業務監査能力を備えている者
- (2) 会計制度に一定の知見を有し、計算書類の監査能力を備えている者
- 3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選 定する。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長及び代表理事たる副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この 法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定める ところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、代表理事たる副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評

議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任 により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての 権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解 任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この 場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(役員等の責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、理事及び監事の一般法人法第198条において準用する第111 条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する第114条第1項の規 定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除 して得た額を限度として、免除することができる。

(非業務執行理事等の責任限定契約)

第28条 この法人は、一般法人法第198条において準用する第115条第1項の規定により、理事(業務執行理事又は当法人の職員でないものに限る。)又は監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、同法第198条において準用する第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

#### 第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。 (梅間)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (招集)
- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 (決議)
- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

#### (議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長、代表理事たる副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 委員会

#### (委員会)

- 第34条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、 委員会を設置することができる。
- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

- 第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。ただし、第3条、 第4条、第11条及び第37条については変更することができない。
- 2 前項ただし書きにかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員 の4分の3以上の議決を得た場合は、第3条、第4条及び第11条については、変更す ることができる。

# (解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅す

る場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の 決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日 又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団 体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第10章 公告の方法

#### (公告の方法)

- 第39条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、 官報に掲載する方法により行う。

# 第11章 補 則

#### (事業掛金負担者)

- 第40条 この法人は、第4条第1項に規定する事業を実施するうえで、事業掛金負担者 を置くことができる。
- 2 事業掛金負担者は、掛金を支払わなければならない。
- 3 事業掛金負担者に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める事業掛金負担 者に関する規程による。

#### (委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議 により別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整 備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記 を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日 とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事長は篠塚 清、副理事長は太田 慶一、専務理事は芦野 幸次 とする。会計監査人は優成監査法人とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

福井隆一郎 瀬戸南海雄 田島 治子 清水 勝弘 林 義昭 北田 靖浩 松田 昭

5 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行前に規定されていたこの法人の規程、 規則、基準及び要綱は、移行後もその効力を有するものとする。

## 別表 移行時の基本財産 (第5条関係)

財産種別		金額	Į
有価証券	777,	495,	919円
現預金		504,	081円

附則

この定款は、平成25年2月1日から施行する。

附則

この定款は、令和元年8月23日から施行する。 附 則

この定款は、令和4年4月1日から施行する。